

○三芳町子どもまちづくり事業補助金交付要綱

令和7年5月30日

告示第228号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町子どもの権利に関する条例（令和6年条例第22号。以下「条例」という。）第1条に規定する目的を達成するため、将来を担う子どもが主体となって取り組む自主的かつ自発的なまちづくり活動を推進するにあたり、三芳町子どもまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「子ども」とは、条例第2条第1項に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 町内に在住、在学又は在勤している子どもが3人以上いること。
- (2) 代表者となる子どもは、町内に在住する者であること。
- (3) 団体の責任者及び監査として、18歳以上の大人が2人いること。
- (4) 活動の目的が明らかであり、当該補助に係る事業を自主的に行えるものであること。
- (5) 町内を活動の拠点とすること。
- (6) 複数の世帯で構成される団体であること。
- (7) 同一の事業について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主体となって実施する事業であって、次の各号のいずれかに該

当するものとする。

- (1) 町内の魅力の発掘や向上に取り組む事業
- (2) 町の課題解決につながる事業
- (3) その他町長が認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的又は政治的な活動
- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (4) 国、県、町等が交付するほかの補助金等の交付対象となっている事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費とする。

（補助の額）

第6条 補助金額は、補助対象経費の額を限度として予算の範囲内において、町長が認める額とする。

（交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、三芳町子どもまちづく事業補助金審査申込書（様式第1号）に、必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（担当課の指定等）

第8条 町長は、前条の申込書の提出を受けたときは、補助対象者の活動内容について、関係する所管（以下「担当課」という。）を指定し、担当課の意見書（様式第2号）を提出させるとともに、必要な支援を行う。

（申請の審査）

第9条 町長は、第7条の申請書を受けたときは、三芳町子どもまちづくり事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、申請内容等

を審査するものとする。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は三芳町こども政策推進本部長をもって充てる。
- 4 委員は、大人審査委員と子ども審査委員をもって充てる。
- 5 大人審査委員は、まちづくりに識見を有する者で5人以内とし、次に掲げる職等にある者をもって充てる。
 - (1) 政策推進室長
 - (2) 財政デジタル推進課長
 - (3) 教育センター所長
 - (4) その他委員長が必要と認めた者
- 6 子ども審査委員は、三芳町子どもによるまちづくりのための会議実施要綱（令和7年告示第227号）第3条に規定する者をもって充てる。
- 7 審査委員会は、審査結果を町長に報告（様式第3号）するものとする。
（補助金の交付決定及び申請団体への通知）

第10条 町長は、前項の規定により報告された審査結果を尊重するとともに、
適当と認めたときは補助金額を決定し、子どもまちづくり補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請補助対象者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により報告された審査結果を尊重するとともに、適当でない
と認めたときは、子どもまちづくり補助金交付不採択決定通知書（様式第5号）
により申請補助対象者に通知するものとする。
（交付申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、その
内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとする
ときは、当該交付決定通知を受けた日から2週間以内に、その旨を子ども
まちづくり事業補助金交付申請取下届出書（様式第6号）により町長に届け
るものとする。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金

の決定通知はなかったものとみなす。

(内容の変更)

第12条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更が生じたときは、あらかじめ補助事業変更等申請書（様式第7号）により、町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の20パーセント以上の減額を伴う変更
- (2) 補助事業の内容の重大な変更

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助事業変更等承認（否認）通知書（様式第8号）により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 事業の実施状況がわかる写真、資料等
- (2) 決算書及び領収書等の写し

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

(あて先) ^{さき} ^{みよしちょうちょう} 三芳町長

グループ名
代表者の名前

^{みよしまち} ^{こども} ^{じぎょう} ^{ほじょ} ^{きん} ^{しん} ^{さちう} ^{しご} ^{みしよ}
三芳町子どもまちづくり事業補助金審査申込書

^{みよしまち} ^{こども} ^{じぎょう} ^{ほじょ} ^{きん} ^{しん} ^{さちう} ^{しご} ^{みしよ} ^{じぎょう} ^{ていあん} ^{かんけい} ^{しよるい} ^そ ^{しんせい}
三芳町子どもまちづくり事業補助金に事業を提案したいので、関係書類を添えて申請し
^{じぎょう} ^{じっし} ^{ぼしゆ} ^{ようこう} ^{みづか} ^{いよく} ^{てき} ^と ^く ^{けいかく}
ます。事業の実施にあたっては、募集要項にもとづき、自ら意欲的に取り組み、計画から
^{じっし} ^{せきにん} ^{さいご}
実施まで責任をもって最後までやりとげます。

^{ていあんめい}
提案名

^{かんけい} ^{しよるい}
関係書類

① ^{ていあん} ^{しよ}
提案書

② ^{めい} ^ぼ
名簿

^{どういじこう}
(同意事項)

^{ていあん} ^{しよ} ^{げんそく} ^{こうかい} ^{しやうだく}
提案書は、原則公開とすることに承諾します。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）三芳町長

担当課名

課長名

担当課の意見書

申請のあった三芳町子どもまちづくり事業補助金申込書について、担当課として賛同・不賛同 致します。なお、下記のとおり、意見を付します。

提案名 _____

意見

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）三芳町長

三芳町子どもまちづくり事業補助金審査会委員長

審 査 結 果 報 告 書

三芳町子どもまちづくり事業補助金審査委員会による審議の結果、提案があった事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|--------------|----|---|-----|
| 1. 提案名
理由 | 採択 | ・ | 不採択 |
| 2. 提案名
理由 | 採択 | ・ | 不採択 |
| 3. 提案名
理由 | 採択 | ・ | 不採択 |

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

グループ名
代表者名

さま
様

みよしちょうちょう
三芳町長
(公印省略)

こどもまちづくり事業補助金交付決定通知

あなたが提案してくれた事業は、採択となりました。
担当課のアドバイスを受けながら、最後までやり遂げてください。

1. 提案名
2. 採択の理由

3. 補助金額 円

4. その他
事業終了後は、すみやかに実績報告書の提出してください。
変更があるときは、そのつど、担当課に相談してください。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

グループ名
代表者名

様

三芳町長
(公印省略)

子どもまちづくり事業補助金不採択決定通知書

あなたが提案してくれた事業は、不採択となりました。
次年度に再チャレンジしてください。期待しています。

1. 提案名
2. 不採択の理由

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）^{さき}三芳町長^{みよしちょうちょう}

グループ名^{めい}
代表者名^{だいひょうしやめい}

子どもまちづくり事業補助金交付申請取下届出書^{こどもまちづくりじぎょうほじょきんこうふしんせいとりしたとどけしよ}

年 月 日付^{こうふけってい}で交付決定^うを受けた補助金^{ほじょきん}について、下記の理由^{かきりゆう}により取り下げ^{とさげ}ます。

記

1. 提案名^{ていあんめい}

2. 取り下げ^{とさげ}の理由^{りゆう}

以上

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

(あて先) ^{さき}三芳町長 ^{みよしちょうちょう}

^{めい}グループ名
^{だいひょうしやめい}代表者名

^{ほじょじぎょうへんこうなどしんせいしょ}
補助事業変更等申請書

年 月 日付けで^{こうふけつてい}交付決定を受けた^{ほじょきん}補助金について、^{かき}下記のとおり^{へんこうしんせい}変更申請します。

1. ^{ていあんめい}提案名
2. ^{へんこうてん}変更点

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

グループ名
代表者名

さま

三芳町長
(公印省略)

補助事業変更等承認（否認）通知書

年 月 日付けで申請のあった交付変更申請について、下記のとおり変更を承認
(否認) します。

1. 提案名
2. 変更点

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

（あて先）^{さき}三芳町長^{みよしちょうちょう}

グループ名^{めい}
代表者名^{だいひょうしゃめい}

三芳町子どもまちづくり事業補助金実績報告書^{みよしまちこ じぎょうほじょきんじっせきほうこくしょ}

年 月 日付けで決定のあった補助金^{けつてい}について、関係書類^{ほじょきん}を添えて報告^{かんけいしょるい}します。^そ ほうこく

1. 提案名^{ていあんめい}
2. 補助金額^{ほじょきんがく}
3. 実績額^{じっせきがく}
4. 関係書類^{かんけいしょるい}
 - ・実施内容^{じっしないうちよう}がわかる写真^{しゃしん}
 - ・領収書^{りょうしゅうしょ}
 - ・実施内容^{じっしないうちよう}（感想^{かんそう}・反省点^{はんせいてん}等）

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第12条関係)

様式第9号 (第13条関係)